

大町市浄化槽管理組合規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、「浄化槽法」の趣旨に基づき、浄化槽の維持管理を適正に実施し、公衆衛生の向上と生活環境の保全及び公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この組合は、大町市浄化槽管理組合（以下「組合」という。）と称し、事務所を大町市役所内に置く。

(事 業)

第3条 組合は、第1条の目的を達成するため、関係機関と相互の連絡を図り、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽の適正な維持管理と清掃の推進
- (2) 浄化槽の維持管理に関する調査研究及び情報提供
- (3) 清掃料金の適正化
- (4) 大町市浄化槽管理事業（保守点検事業）の実施
- (5) みなし浄化槽から浄化槽への切替え促進
- (6) その他目的達成のため必要な事項

第2章 組合員

(組合員の資格及び加入申込)

第4条 組合員は、大町市管内において浄化槽を設置し、組合加入申込書を提出した者とする。

2 前項にかかわらず、本組合の趣旨に賛同する者は、準組合員になることができる。

3 会費を1年間滞納した者は、組合員の資格を喪失する。準組合員の場合もまた同様とする。

第3章 役員、代議員及び書記、部会

(役 員)

第5条 組合に次の役員を置く。

- (1) 組 合 長 1名
- (2) 副組合長 2名
- (3) 理 事 13名
- (4) 監 事 2名

2 必要に応じ、顧問、参与を推薦することができる。

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、総会において代議員の中から選出し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 正副組合長は、理事の互選による。

(役員の仕事)

第7条 組合長は、組合を代表し本組合の事務を執行する。

- 2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるとき、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、総会に付議すべき事項を審議するほか、総会において委任された事項及び会務執行上の重要事項を協議し、会務を運営する。
- 4 理事会は、組合長が招集し組合長はその理事会の議長となる。
- 5 監事は、会計及び本組合の業務を監査する。
- 6 顧問、参与は、総会及び役員会に出席し、必要な意見を述べることができる。

(組合の運営)

第8条 役員は、役員会を構成し、本組合の業務を協議運営する。

(代議員)

第9条 組合員の中から別表-1に定める代議員を選出する。

- 2 代議員は、組合員から選出し、大町地区3名、常盤地区3名、平1地区4名、平2地区4名、仁科三湖周辺4名、美麻地区4名、八坂地区3名の合計25名とする。
- 3 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員の配置)

第10条 この組合に書記を置き、組合長が任免する。

- 2 書記の任免は、理事会の議決を経なければならない。
- 3 書記は、別に定める規程により業務に従事する。

(部会)

第11条 この組合に事業推進のための部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める規程により行う。

第4章 総 会

(総会の成立)

- 第12条 定期総会は、代議員の過半数の出席により成立し、毎年1回開催する。事業の運営及び予算を議決し、決算及び会務の状況を報告のうえ承認を求めるものとする。
- 2 臨時総会は、組合長が必要と認めたとき又は代議員の半数以上の要望があったとき、組合長が招集する。
 - 3 総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。
 - 4 総会の議長は、組合長があたる。

第5章 経費の負担

(経 費)

第13条 組合員は、別表-2に定める経費を負担しなければならない。

- 2 組合員は、毎年9月末日までに組合費を納入する。
- 3 第3条第4号に規定する保守点検事業を組合に委任する組合員は、組合費と一緒に事務手数料を納入する。
- 4 徴収した組合費、事務手数料は中途退会の場合、返還しないものとする。

(事業年度)

第14条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもって終る。

第6章 補 則

(規約の発効)

第15条 この規約は、昭和52年6月18日から発効する。

(補 則)

第 16 条 本規約の改正は、総会において行う。

第 17 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、組合長が別に定める。

付 則 (平成 9 年 5 月 2 7 日改正)

- 1 この規約は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 4 年 6 月 6 日規約一部改正
- 3 平成 1 6 年 3 月 1 6 日規約一部改正
- 4 平成 1 8 年 1 月 1 日規約一部改正
- 5 平成 3 0 年 6 月 1 5 日規約一部改正
- 6 令和 元 年 6 月 1 2 日規約一部改正
- 7 令和 3 年 6 月 1 0 日規約一部改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表-1 地区別代議員選出数

地 区		選 出 数
① 大 町		3
② 常 盤		3
③ 平 1 (高瀬入、温泉郷、日向山周辺を除く地域)		4
④ 平 2 (高瀬入、温泉郷、日向山周辺)		4
⑤ 仁科三湖周辺		4
⑥ 美麻	青 具・千 見	2
	大 塩・二 重・新 行	2
⑦ 八坂		3

別表-2 組合費・事務手数料 徴収額 (年額)

組合費徴収額 (年額)		事務手数料 (年額)
浄 化 槽 人 槽 別	金 額	
1 ～ 1 0 人槽まで	5 0 0 円	2, 5 0 0 円
1 1 ～ 5 0 人槽まで	1, 0 0 0 円	
5 1 ～ 1 0 0 人槽まで	1, 5 0 0 円	
1 0 1 ～ 2 0 0 人槽まで	2, 0 0 0 円	
2 0 1 ～ 3 0 0 人槽まで	2, 5 0 0 円	
3 0 1 人槽以上	3, 0 0 0 円	
準 組 合 員	5, 0 0 0 円	

※同一名義で複数所有している場合は、最大人槽の浄化槽を組合費の算出根拠とする